

申 請

平成 23 年 4 月 21 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 直人 様

栃木県知事 福田富一

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 3 月 21 日付け指示について、下記のとおり解除を要請する。

記

- 次に掲げる品目・地域について、出荷制限を解除すること
 - ・栃木県那須塩原市、塩谷町において産出されたハウレンソウ

- 解除を要請する理由
 - 3 月 30 日から 4 月 20 日までに日塩地域で実施した検査結果で暫定規制値を下回ることが確認されたため。
 - なお、解除後も引き続きモニタリング調査を実施することとする。
 - 詳細別添のとおり

栃木県産ホウレンソウの出荷制限解除計画

1 出荷制限を解除する範囲（別紙1参照）

ホウレンソウ：日塩地域（那須塩原市、塩谷町）

2 解除に向けた検査計画

ホウレンソウについて、毎週2地点を検査する。

なお、当該地域では全てハウス栽培であることから、検査はハウス栽培について行う。

○ 解除地域のこれまでの検査結果

品目	市町	核種	第1回 (4/6)	第2回 (4/13)	第3回 (4/20)
高冷地ホウレンソウ①	塩谷町	放射性ヨウ素	120	22	検出せず
		放射性セシウム	34	検出せず	10.5
高冷地ホウレンソウ②	那須塩原市	放射性ヨウ素	30	5.4	検出せず
		放射性セシウム	15.3	検出せず	検出せず

「—」は検査せず

3 解除後の検査計画

解除後にあっても、福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、週に一度の2点のモニタリング調査を実施する。（毎週水曜日サンプリング予定。）

4 出荷先等の適切な把握（別紙2参照）

野菜出荷団体及び個別出荷者に対して、出荷・販売記録の保存等により、出荷先を常に捕捉可能な体制であることを求めることとする。

5 出荷制限区域内のホウレンソウが出荷されないことの確保

1) 生産者対策

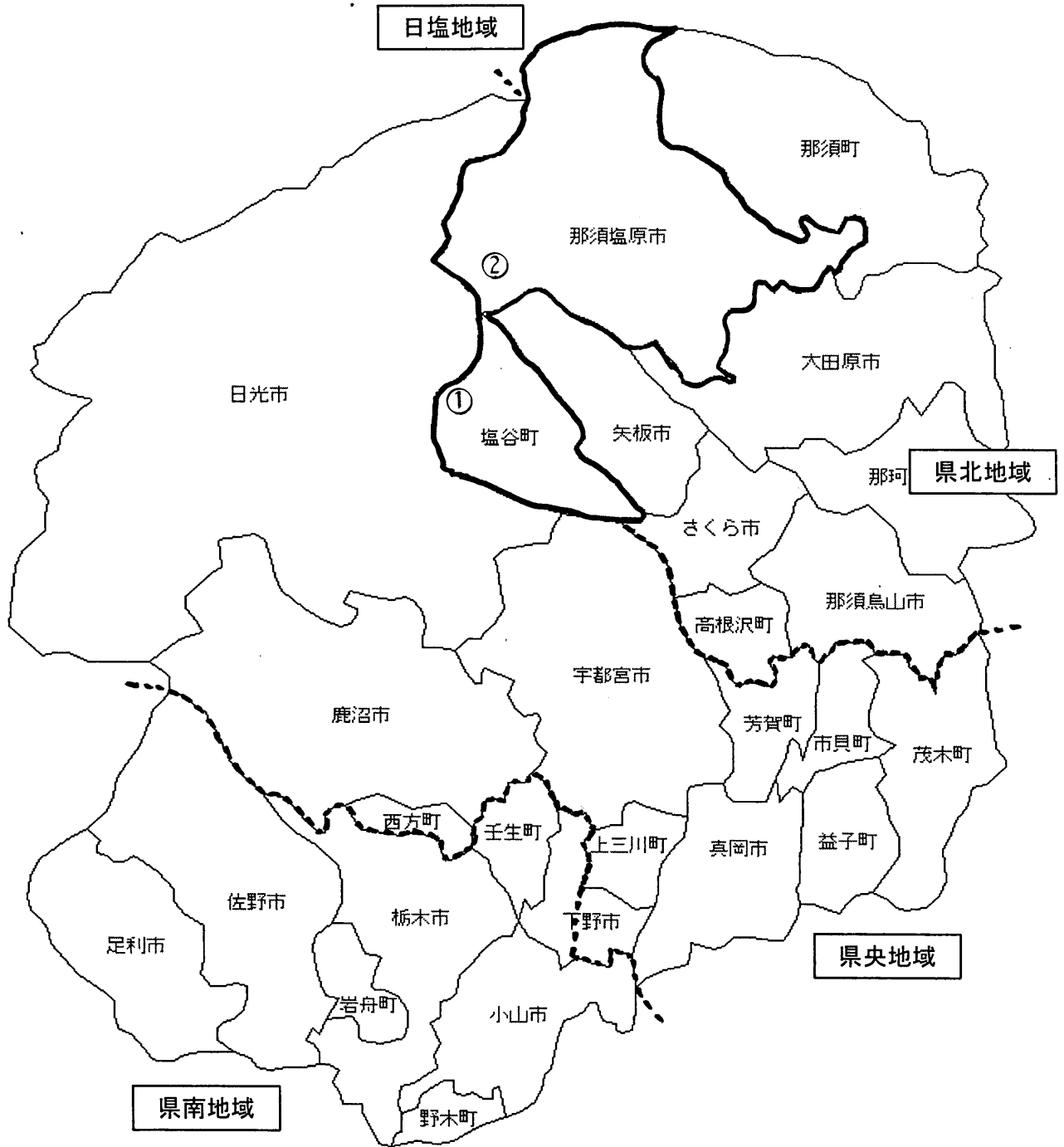
引き続き出荷制限区域となる日塩地域以外の地域については、市町村、JAを通じて、出荷制限が継続されていることを周知徹底する。

2) 流通対策

解除地域のホウレンソウは、「指定野菜価格安定対策事業」における「日塩地域」として産地指定されており、集出荷も栃木県開拓農協のみが行っている。また、流通及び小売段階においても段ボール箱、個装等に「指定産地・栃木県北高冷地」と記載されていることから、県内の他の地域（平場地帯）のホウレンソウとは明確に区別することが可能である。卸売市場等に対しても右記載を周知し、出荷制限区域のホウレンソウを荷受けしないよう徹底する。なお、解除2市町では、高冷地地帯以外でホウレンソウの栽培はない。

6 モニタリング調査の結果、暫定規制値を上回った場合の対応

暫定規制値を上回る検査結果が判明した場合は、速やかに出荷団体等に対して出荷の自粛と回収を要請するとともに、周辺地域の広がりを確認するための検査を実施する。



1 ほうれんそう生産状況(平成21年産、農林水産関係市町村別統計)

地域名	市町村名	作付面積 ha	収穫量 t	出荷量 t	備考
日塩	那須塩原市	133	1,460	1,310	解除地域
	塩谷町	7	85	52	
	小計	140	1,545	1,362	
県北	大田原市	
	那須町	
	矢板市	
	さくら市	
	高根沢町	
	那須烏山市	
	那珂川町	
小計	0	0	0		
県央	鹿沼市	(下野市のうち旧南河内町含む)
	日光市	114	1,370	1,270	
	西方町	
	宇都宮市	
	上三川町	31	310	267	
	真岡市	
	益子町	
	茂木町	
	市貝町	
芳賀町		
小計	145	1,680	1,537		
県南	小山市	17	170	105	(旧石橋町、旧国分寺町)
	下野市	138	1,380	1,120	
	野木町	6	59	46	
	栃木市	
	壬生町	
	岩舟町	
	佐野市	
	足利市	
小計	161	1,609	1,271		
県計		446	4,834	4,170	

2 荷姿・包装

